

1 流通及び継承の促進

- (1) 不動産流通に関する課題
- 【安心して任せることができる不動産事業者等を知らない】
- 【安心して貸すことができる、また、売ることができる新たな担い手が見つからない】

これまでの取組	今後の方向性	取組	保全・継承のための戦略
・京町家の流通・活用に関する総合相談窓口 市・まちセン：京町家なんでも相談 ・流通・活用の提案を行う事業者の紹介 市・まちセン，市民団体，職能団体等：京町家等継承ネット その他事業者団体等による取組 ・京町家の活用希望者とのマッチング 市・まちセン，市民団体，職能団体等：京町家等継承ネット その他事業者団体等による取組 残された課題 ・京町家に住みたい，京町家で商売をしてみたいなど，近年，京町家への関心が高まっているため，今後，更に京町家の活用や流通が活発になると見込まれることから，<u>京町家の価値や保全・継承の方法に関する専門的知識を持つ相談員の更なる改善・拡充が必要</u> ・少子化や家族の在り方の変化により，親族による京町家の継承が困難なケースは今後も発生し続けると考えられるため，既存の取組に加え，<u>「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」に基づく協議の申出及び取壊しに関する事前届出制度とも連動し，親族以外の者に円滑に継承する仕組みが必要</u> ・これらの施策の効果を高めるため，<u>流通のきっかけを生み出す，窓口や活用方法等についての積極的な情報発信が必要</u>	(1) 専門的知識を持つ相談員の充実	① 京町家専門相談員制度の改善・拡充，事業者団体と連携した相談体制の充実 <u>京町家なんでも相談の専門相談員の改善・拡充や，事業者団体等と連携した相談体制の充実を図る。</u> 主体 市，不動産業者，建築関連業者，市民活動団体	・京町家に関する専門的知識を有する相談員を育成するため，京町家なんでも相談の<u>専門相談員制度の資格要件の見直し及び研修の充実</u>を図る。 ・事業者団体等と連携し，相談体制の充実を図る。
	(2) 京町家の流通・活用を促進する仕組みの充実	① 京町家マッチング制度の整備・運用 <u>不動産業者・建築関連業者（設計・施工等）の団体と市が連携し，所有者が安心して相談できる窓口を整備するとともに，京町家の活用方法の提案や活用希望者とのマッチングを行うことにより，京町家の保全・継承を推進する。</u> 主体 市，不動産事業者団体，建築関連事業者団体，市民活動団体	・京町家の保全・継承のために効果的であり，所有者等が，<u>親族以外の者にも，安心して依頼・継承できる仕組みを構築</u>するため， ➢ 登録団体・対応事業者について，一定期間以上の活動年数があること ➢ 会員事業者の育成や団体としてのサポート体制等を公表すること 等を登録要件とする。 ・売買，賃貸の提案において，<u>京町家を住まいとして活用することを優先的に提案</u>してもらうことで生活文化の継承を図り，<u>より望ましい京町家の保全・継承につながる流通の促進</u>を図る。 ・京町家の保全・継承の効果を検証し，運用改善等につなげるため，活用提案の結果を京都市に報告してもらい，概要について各登録団体と共有する。
		② 市の介在する京町家の賃貸モデル事業 <u>個別指定の京町家や指定地区内の京町家のうち，担い手が見つからなかったものについて，本市が借り上げ，民間事業者に転貸し，住まいとして賃貸を行うモデル事業を実施する。</u> 主体 市，管理者等	・<u>マッチング制度では担い手が見つからなかった京町家について，政策的な目的に活用することを前提として，所有者から安価で借り上げる。</u> ・<u>専用住宅又は併用住宅として活用することにより，京町家ストックの改良及び活用を促進するとともに，居住者に京町家の生活文化を体験してもらうことにより，京町家の魅力発信，生活文化の継承，担い手の育成を行う。</u>
		③ 民間資金による京町家再生ファンドの構築に向けた調査・検討 <u>京町家の取壊しを回避するため，民間資金によるファンドの構築に向けた調査・検討を行う。</u> 主体 市	<u>大型の京町家など，活用するために資金調達面での課題を抱えるものについて，資金調達手法，活用対象物件，資金の出し手の最適な条件，組合せ等について検討する。</u>

	(3) 情報発信の強化	① 固定資産税の納税通知書への啓発チラシの同封・発送 ^{継続} 固定資産の所有者に発送される納税通知書に、京町家の保全及び継承に関する条例や、協議の申出や解体の届出制度についての啓発チラシを同封・発送する。 ^{主体} 市	遠隔地に居住しているため情報が届きにくい所有者も含め、保全・継承に繋がる窓口等の情報を直接届け、 <u>所有者の保全・継承に向けた行動を起こすきっかけとするため</u> 、固定資産税の納税通知書に啓発チラシを同封する。
		② 効果的な情報発信についての検討（総合情報サイト、京町家に関する情報冊子等を用いた情報発信） 京町家に関する様々な情報を提供する総合情報サイトの構築や情報冊子の作成を実施し、それらが流通のきっかけとなるよう効果的な発信方法について検討を行う。 ^{主体} 市	所有者が安心して京町家を保全・継承できるよう、京町家の保全及び継承に関する支援策や、京町家の活用事例、相談窓口など京町家に関する様々な情報について、市がホームページや情報冊子等を作成し、それらが <u>所有者の保全・継承に向けた行動を起こすきっかけとなるよう</u> 、効果的な発信方法について検討する。

(2) 相続に関する課題

【相続税で経済的な負担がかかることや、相続時の財産分与などが要因で、京町家を保全し継承することが難しい】

これまでの取組 - 相続税の軽減措置 国：景観重要建造物，歴史的風致形成建造物に対する相続税の軽減措置 残された課題 - 所有者の高齢化に伴う京町家の相続の増加を見据え、<u>相続税の軽減措置等による相続の円滑化</u>が必要	今後の方向性	取組	保全・継承のための戦略
	(1) 相続税の軽減措置の対象となる京町家の充実	① 景観重要建造物，歴史的風致形成建造物等の指定の推進 家屋及びその敷地の相続税算定における評価額が３０％控除される景観重要建造物，歴史的風致形成建造物又は国登録文化財（建造物）の要件に合う京町家のこれら建造物指定・登録を推進する。 ^{主体} 市	- 景観重要建造物，歴史的風致形成建造物等の要件に合う京町家の所有者に対して、相続税評価額が３割減となることを周知するとともに、これら建造物指定・登録を誘導し、指定・登録の拡大を図る。 - 景観重要建造物，歴史的風致形成建造物等の要件に合う京町家の個別指定を推進する。 - 個別指定の京町家のうち、所有者の同意が得られたものについて、歴史的風致保全形成建造物の指定に必要な調査を実施する。 - また、国に対し、相続税の軽減措置の対象となる京町家の充実等について要望する。
	(2) 専門的知識を持つ相談員の充実	① 京町家専門相談員制度の改善・拡充，事業者団体と連携した相談体制の充実（再掲） 京町家なんでも相談の専門相談員の改善・拡充や，事業者団体等と連携した相談体制の充実を図る。 ^{主体} 市，不動産業者，建築関連業者，市民活動団体	<u>相続に関する相談に的確に対応できる相談員を育成</u>するため，京町家なんでも相談の専門相談員制度の資格要件の見直し及び研修の充実を図る。 <u>事業者団体等と連携し，相続などの相談に対するサポート体制の充実</u>を図る。

2 維持修繕及び改修の支援			
(1) 資金に関する課題			
【日常の維持管理に関する資金や、修復や改修に関する資金の確保が難しい】			
これまでの取組 - 改修等に対する公的助成 市：耐震改修助成，景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物の指定・助成，空き家活用・流通支援等補助金，彩る建物や庭園助成制度等 - 市・まちセン：京町家まちづくりファンド等 - 京町家を対象とした融資の促進 まちセン：京町家プロフィール，京町家カルテ - 民間からの資金調達の支援 市・まちセン：京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業 残された課題 - 京町家条例の制定を契機として，京町家の保全・継承の更なる推進を図るため，<u>資金の助成や資金の確保等の充実に向けた検討が必要</u> - 年間約 800 件の京町家が滅失していることに鑑み，<u>資金の助成制度の存在やその適用可否を知らずに京町家の取り壊しを決意してしまうことを回避するため，助成制度に関する周知の充実が必要</u>	今後の方向性 (1) 改修等に対する支援の強化（費用面）	取組	
		耐震改修の促進 ① 耐震改修工事に係る助成制度の充実 - 耐震診断士派遣：京都市に登録された耐震診断の専門家（耐震診断士）を派遣し，耐震診断を実施する。 - 耐震改修助成：一定の要件を満たす耐震改修工事に対して，その費用の一部を助成する。 主体 市	
		大規模修繕，維持修繕の促進 ② 京町家改修助成制度の創設 指定地区内の京町家及び個別指定の京町家の改修に対して助成を行う。 主体 市 ③ 京町家維持修繕助成制度の創設 個別指定の京町家の維持・保全を図るため，日常的に必要な小修繕に対し，補助を行う。 主体 市	
		歴史的風致形成建造物等への指定，助成 ④ 歴史的風致形成建造物の指定拡大に必要な調査件数及び助成件数の充実 個別指定の京町家について，歴史的風致形成建造物の指定の拡大に必要な調査件数及び指定後の助成件数を充実する。 主体 市 ⑤ 景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物の指定・助成継続 景観重要建造物・歴史的風致形成建造物に指定した建造物に対し，修理・修景工事費用の一部を助成する。 主体 市	
		保全・継承のための戦略 - 京町家の耐震化を更に促進するため，京町家等耐震改修助成事業に係る<u>補助率及び補助限度額を引き上げる</u>。 補助限度額：90 万円→120 万円＋床面積に応じた増額 補助率：1/2→8/10 - まちの匠の知恵を生かした京都型耐震リフォーム支援事業について，京町家を構成する重要な要素である<u>土壁の修繕工事と新設工事に係る補助限度額を引き上げる</u>。（事業全体の補助限度額は変更なし） 土壁の修繕・新設 最大 20 万円→土壁の修繕 最大 40 万円 土壁の新設 最大 60 万円 - 京町家の保全及び継承に関する条例により，取壊しの事前届出義務を課すこととなる京町家の改修工事に対して補助を行う。 補助限度額：上限 100 万円（地区指定）・250 万円（個別指定） 補助率：1/2 - 京町家の保全及び継承に関する条例により，取壊しの事前届出義務を課すこととなる個別指定の京町家の維持修繕に対して補助を行う。 補助限度額：上限 30 万円 補助率：1/2 <u>個別指定の京町家の保全・継承の担保性を高めるため，増改築等についても届出を要し，既存の修理・修景助成制度の活用及び相続税の 3 割控除制度が適用可能な歴史的風致形成建造物の指定に誘導する。</u> - 歴史的風致形成建造物指定を受けた京町家に対する助成件数枠を拡大する。 - 景観重要建造物・歴史的風致形成建造物に指定した京町家の修理・修景工事に対して補助を行う。	

			⑥ 京都市指定有形文化財建造物等の指定・助成継続 文化的・歴史的なものとして指定及び登録を受けた建造物に対し，改修等の費用の一部を助成する。 主体 市	文化的・歴史的なものとして指定及び登録を受けた京町家の改修等に対して補助を行う。
			空き家活用の促進	
			⑦ 空き家活用・流通支援等補助金継続 一戸建て・長屋建ての空き家を活用・流通させる際に必要となる改修費や家財の撤去費の一部を助成する。 主体 市	居住者又は利用者がいない京町家の空き家について，所有者や管理者等が改修し，活用することを支援する。
			資金調達の多様化	
			⑧ 京町家まちづくりファンド継続 市民，企業等からの寄付等を活用し，京町家の再生・修復及び通り景観の修景に対して助成する。 主体 市，まちセン	京都市景観・まちづくりセンターが，市民，事業者等から広く寄付を募り，その運用益等を活用して，京町家の再生・修復及び通り景観の修景に対して助成する。
			⑨ 京町家まちづくりクラウドファンディング支援事業継続 クラウドファンディングの仕組みを活用した京町家の改修を推進する。 主体 市，まちセン	クラウドファンディングの仕組みを利用して，京町家の改修資金を調達する事業者に対し，資金面での支援を行う。
			⑩ ふるさと納税の募集 「だいすき！京都。寄付金」において，広く京町家保全・継承推進事業に対する寄付を募る。 主体 市	京町家の保全・継承の意識啓発及び財源確保のため，市が，京町家保全・継承推進事業に対する寄付を募る。
			融資の促進	
			⑪ 京町家カルテ，京町家プロフィール - 京町家カルテ - 京町家を次世代に適切に継承していく手がかりとするため，京都市景観・まちづくりセンターが，<u>京町家の価値を「基礎情報」「文化情報」「建物情報」「間取図」の構成でまとめた「京町家カルテ」を作成。</u> - 京町家プロフィール <u>外観調査に基づく京町家の建物・意匠情報をまとめたもの。</u> 主体 まちセン ※ <u>京町家カルテ，京町家プロフィールをもとに，地域金融機関が京町家を対象とした低利融資を行っている。</u>	- 京町家の改修等における資金調達を円滑化するため，<u>地域金融機関が行う低利融資の必要書類として活用できる京町家プロフィールの周知</u>を行う。 - 個別指定の京町家所有者に対して，所有する京町家の価値を認識し，保全意欲を高めていただけるよう，市が京町家カルテの簡易版を交付する。 - 京町家カルテの簡易版についても，<u>地域金融機関の低利融資の際に活用できるよう各機関に働きかける。（京町家等継承ネットに所属する地域金融機関に協力を依頼）</u>

		(2) 情報発信の強化	① 効果的な情報発信についての検討（総合情報サイト，京町家に関する情報冊子等を用いた情報発信）（再掲） 京町家に関する様々な情報を提供する総合情報サイトの構築や情報冊子の作成を実施し，それらのより効果的な発信方法について検討を行う。 主体 市	京町家の保全及び継承に関する支援策や，京町家の活用事例，相談窓口など京町家に関する様々な情報について，市がホームページや情報冊子等を作成するとともに，それらの効果的な発信方法について検討する。
--	--	--------------------	---	--

【日常の掃除や建具替えなどについても，大きな負担となっている】

これまでの取組	今後の方向性	取組	保全・継承のための戦略
- 京町家の掃除・建具替え時のボランティア活動等 - 市民団体等	(1) 市民活動団体等の活動の支援	① 総合情報サイトの構築（再掲） 京町家に関する様々な情報を提供する総合情報サイトを構築する。 主体 市	所有者が安心して， <u>日常の掃除や建具替えなどを依頼することができる活動団体や事業者等について，市がホームページ等を通じて周知することを検討する。</u>
残された課題 所有者が高齢化していることから，<u>京町家の日常的な維持管理の負担の軽減策について検討が必要</u>			

(2) 技術的な課題

【増改築等を行う場合，建築基準法に適合する改修が困難な場合がある】

これまでの取組	今後の方向性	取組	保全・継承のための戦略
- 伝統的な意匠形態を守りながら建築行為を行うことを可能とするための取組 - 市：「京町家できること集」，歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づく建築基準法の適用除外	(1) 改修等に対する支援の強化（技術面）	① 歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づく建築基準法の適用除外継続 景観的，文化的に特に重要なものとして位置付けられた建築物について，地震・火災に対する安全計画や維持管理計画を盛り込んだ保存活用計画を作成することにより，法の下では困難であった建築行為を可能とする。 主体 市	「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」の概要や，建築基準法適用除外の手續の簡素化及び迅速化を目的として制定した包括同意基準の周知を図る。 - また，「保存活用計画」の作成に対して助成する。（平成30年度から助成件数を充実）
残された課題 所有者の高齢化に伴う今後の京町家の相続の増加への対応や，近年の京町家の需要の高まりを捉えた京町家の活用の促進に向け，<u>京町家の改修方法や建築基準法の適用除外制度について，理解を広めていくことが必要</u>	(2) 情報発信の強化	① 「京町家できること集」の周知継続 京町家の増築等に関して，適用される現行基準をわかりやすくまとめ，適切な改修方法等を具体的に紹介する。 主体 ：市	総合情報サイトへの掲載等により，京町家の改修等の事業への新規参入者も含め， <u>京町家の適切な改修方法等について周知を図っていく。</u>

【京町家を改修できる技術者、事業者が減少している】

これまでの取組	今後の方向性	取組	保全・継承のための戦略
技術者及び事業者の育成 まちセン：京町家専門講座 その他事業者団体等による技術者・事業者の育成事業 建築部材の再利用等の推進 市民団体による建築部材の再利用活動等	(1) 京町家の改修技術等について学ぶ機会の充実	① 京町家専門講座継続 京町家に関する相続・税金，法律・制度，技術の継承，暮らしの文化等，様々な内容に関する講座を実施する。 主体 まちセン	建築関連業者（設計・施工等）を対象として，京町家改修技術等に関する講座を実施する。
	(2) 情報発信の強化	① 事業者団体による京町家改修マニュアル等の改修事例の普及継続 事業者団体による京町家改修マニュアルの普及 主体 市，建築関連業者，市民活動団体	総合情報サイトへの掲載等により，京町家の改修等の事業への新規参入者等にも情報が行き渡るよう周知を図っていく。
	(3) 市民活動団体等の活動の支援	① 総合情報サイトの構築（再掲） 京町家に関する様々な情報を提供する総合情報サイトを構築する。 主体 市	市民活動団体等が行う建具や家具などの部材の再利用の取組等について，市がホームページ等を通じて周知することを検討する。
残された課題 - 技術者及び事業者についても高齢化の影響は避けられず，一方で，京町家への需要の増加が見込まれるため，京町家を改修する技術者・事業者の不足が生じないよう，技術者，事業者の育成に引き続き取り組んでいくことが必要 - 京町家の建具や家具を保管して活用する仕組みが必要 パブコメ			

(3) 改修方法に関する課題

【京町家の事業活用に当たって，京町家の良さが失われるような改修や，伝統構法のことをよく理解せず，構造安全性を著しく低下させるような改修などが見受けられる】

これまでの取組	今後の方向性	取組	保全・継承のための戦略
適切な改修方法について学び，身につける機会の確保 市：京町家専門講座 その他事業者団体による技術者等の育成事業 適切な改修方法や改修事例を学ぶツールの作成 市：京町家まちづくりファンド改修助成事業「記録集」 その他事業者団体による京町家改修マニュアル等	(1) 京町家の改修技術等について学ぶ機会の充実	① 京町家専門講座継続（再掲） 京町家に関する相続・税金，法律・制度，技術の継承，暮らしの文化等，様々な内容に関する講座を実施する。 主体 まちセン	- 建築事業者（設計・施工等）に，伝統工法の基礎知識や構造の健全化のためのノウハウ，京町家の空間構成等を学ぶ講座を開催し，適切な改修方法を身につけていただく。 - また，職能団体との連携により，建築事業者（設計・施工等）が，改修技術を学ぶ機会を増やすことについて検討する。
	(2) 情報発信の強化	① 京町家まちづくりファンド改修助成事業記録集継続 京町家まちづくりファンドによる改修事例について「京町家まちづくりファンド改修助成事業記録集」にまとめる。 主体 市 ② 事業者団体による京町家改修マニュアル等の改修事例の普及継続 事業者団体による京町家改修マニュアルの普及 主体 市，建築関連業者，市民活動団体	- 京町家の改修等の事例を周知するため，「京町家まちづくりファンド改修助成記録集」を総合情報サイトへ掲載する。 - また，職能団体と連携し，京町家の改修に当たっての注意点等をまとめることについて検討する。
残された課題 京町家の改修等に対する需要の増加に伴う新たな技術者や事業者の参入を念頭におき，適切な改修方法等について学ぶ機会や，京町家の良さを生かした改修事例等の普及を促進することが必要			

3 意識の醸成

(1) 京町家所有者とその家族（子、親族）の意識に関する課題

【京町家所有者は、京町家を残すことが、子や親族などの相続人の負担になると考えている】【京町家所有者に、現代のライフスタイルに合わせた改修方法などが伝わっていない】

【子や親族などの相続人に、京町家の文化的、景観的又は経済的な価値が伝わっていない】

これまでの取組	今後の方向性	取組		保全・継承のための戦略
		(1) 専門的知識を持つ相談員の充実	① 京町家専門相談員制度の改善・拡充，事業者団体と連携した相談体制の充実（再掲） 京町家なんでも相談の専門相談員の改善・拡充や，事業者団体等と連携した相談体制を拡充する。 主体 市，不動産業者，建築関連業者，市民活動団体	・ 京町家に関する専門的知識を有する相談員を育成するため，京町家なんでも相談の専門相談員制度の資格要件の見直し及び研修の充実を図る。 ・ 事業者団体等と連携し，相談体制の充実を図る。
		(2) 情報発信の強化	条例等の周知	
			① 条例に関する普及啓発 京町家の保全及び継承に関する条例や，平成 30 年度から開始する新たな支援制度を周知する。 主体 市，まちセン，不動産業者，建築関連業者，市民活動団体	・ 市民しんぶんへの挟み込みや，市バス・地下鉄の車内広告，京町家所有者に対する個別ポスティング，リーフレットなどのツールを活用した普及啓発を行う。
			価値の共有	
残された課題		② 京町家カルテ（再掲） 京町家を次世代に適切に継承していく手がかりとするため，京都市景観・まちづくりセンターが，京町家の価値を「基礎情報」「文化情報」「建物情報」「間取図」の構成でまとめた「京町家カルテ」を作成する。 主体 まちセン	・ 所有者に京町家の価値を認識していただき，愛着を深めていただくことを図る。 ・ 個別指定の京町家所有者に対しては，所有する京町家の価値を認識し，保全意欲を高めていただけるよう，市が京町家カルテの簡易版を交付する。	
		③ 個別指定の京町家を示すプレートの作成や価値を知ってもらうためのカルテの作成 個別指定の京町家を称える表示プレートの交付及び京町家カルテ（簡易版）の交付を行う。 主体 市	所有者に京町家の価値を認識していただき，愛着を深めていただけるよう，市が個別指定の京町家を称えるプレートの交付及び京町家カルテ（簡易版）の交付を行う。	
		④ 京町家再生セミナー継続 京町家に関する基本を様々な視点から学ぶ基本講座を開催する。 主体 市，まちセン	・ 京町家所有者や管理者の他，京町家に関心のある市民等を対象に，京町家のつくりや暮らしやすくするための工夫，貸し借りに関すること等，身近な存在としての京町家の姿を知り，再生の方法等について様々な視点から学ぶ基本講座を開催し，現代のライフスタイルに合わせた改修方法等についての適切な知識等も普及させることで，京町家の保全・継承の意識を高める。	
		支援制度等の周知		
		⑤ 効果的な情報発信についての検討（総合情報サイト，京町家に関する情報冊子等を用いた情報発信）（再掲） 京町家に関する様々な情報を提供する総合情報サイトの構築や情報冊子の作成を行うとともに，それらのより効果的な発信方法について検討を行う。 主体 市	京町家の保全及び継承に関する支援策や，京町家の活用事例，相談窓口など京町家に関する様々な情報について，市がホームページや情報冊子等を作成し，それらが所有者とその相続人の保全・継承に向けた行動を起こすきっかけとなるよう，効果的な発信方法について検討する。	

【多くの人々が京町家に関心を持っている状況ではあるが、今後は、国内外を問わず、より多くの人々に、「みんなごと」として、京町家の保全及び継承に関わってもらうため、効果的かつ戦略的な情報の受発信を行うための検討が必要である】

これまでの取組 ・京町家への関心や魅力を感じてもらう取組 市：京町家まちづくり調査, 京町家魅力発信コンテスト, 京都を彩る建物や庭園 その他市民団体等による情報発信 残された課題 ・これまでの取組は主に市内にとどまってきたため, 京町家の保全・継承の効果を高めるには, 近年の京町家への関心の高まりも利用し, 国外も視野に入れた市外の人々に焦点をあてた情報発信を充実させることが必要	今後の方向性	取組	保全・継承のための戦略
	(1) 情報発信の強化	条例等の周知	
		① 条例に関する普及啓発（再掲） 京町家の保全及び継承に関する条例や, 平成30年度から開始する新たな支援制度を周知する 主体 市, まちセン, 不動産業者, 建築関連業者, 市民活動団体	市民しんぶんへの挟み込みや市バス・地下鉄の車内広告, リーフレットなどのツールを活用し, 所有者以外の市民にも幅広く普及啓発を行う。
		② 効果的な情報発信についての検討（総合情報サイト, 京町家に関する情報冊子等を用いた情報発信）（再掲） 京町家に関する様々な情報を提供する総合情報サイトの構築や情報冊子の作成を行うとともに, それらのより効果的な発信方法について検討を行う。 主体 市	京町家の保全及び継承に関する支援策や, 京町家の活用事例, 相談窓口など京町家に関する様々な情報について, 市がホームページや情報冊子等を作成し, <u>それらがこれまで京町家に関心を持っていなかった人々にも行き届くよう, 効果的な発信方法について検討</u> する。
	京町家の魅力発信	① 京都を彩る建物や庭園継続 京都の財産として残したい建物や庭園を市民から募集し, リスト化する。 主体 市, 市民	京都の財産として残したい建物や庭園を市が市民から募集し, リスト化することで, 市民ぐるみで残そうという機運を高め, 様々な活用を進めること等により, 維持・継承を図る。
		② 京町家再生セミナー継続 京町家に関する基本を様々な視点から学ぶ基本講座を開催する。 主体 市, まちセン	京町家のつくりや暮らしやすくするための工夫, 貸し借りに関すること等, 身近な存在としての京町家の姿を知り, 再生する方法について様々な視点から学ぶ講座を開催する。
		③ ふるさと納税の募集（再掲） 「だいすき！京都。寄付金」において, 広く京町家保全・継承推進事業に対する寄付を募る。 主体 市	<u>寄附に対する特典として, 京町家体験ツアーを用意することで, 京町家の魅力を発信</u> する。
		④ 京都とパリの大学が中心となった都市デザインに関するワークショップの実施 京都・パリ姉妹都市提携60周年を機に, 京都とパリの大学を中心に, 仏の学生, 若手の実務者等による都市デザインに関する短期集中型の合同ワークショップを開催する。 主体 市, 市民等	市民のみならず, 多くの国民や京町家に理解のある世界中の人々に, その保全・継承を働き掛けていくため, 京都・パリ姉妹都市提携60周年を機に, 従来から交流のある京都とパリの大学を中心に, 仏の学生, 若手の実務者等による都市デザインに関する短期集中型の合同ワークショップを開催し, 都市政策をテーマとした日仏の継続的な都市間交流を促し, 両都市の都市課題の解決や魅力・価値の向上につなげる。

【学校教育において、京町家について学ぶ機会のごく僅かであり、今後は、京都の文化力を身につける授業の一環として、京都が歴史的に培ってきた生活文化を学ぶ機会を設け長期的な京町家の保全及び継承に繋げていく必要がある】

これまでの取組	今後の方向性	取組	保全・継承のための戦略
住教育，住育の一環としての取組 市：京町家の模型を用いた住教育，研究指定校における試行実施	(1) 教育教材の充実	① 京町家の生活文化等に関する教育研修プログラムの作成 事業者，専門家及び学校教育向けに，京町家に関する教育プログラムを開発・試行実施を行う。 主体 市	<u>事業者・専門家，及び学校教育向けに，市が京町家に関する教育プログラムの開発・試行実施を行うことで，不動産業者，建築関連業者（設計・施工等）や，未来を担う子ども等に対し，京町家が持つ価値や，京町家で培われた生活文化を伝え，京町家の価値の共有を図る。</u>
残された課題 - 京町家について学ぶための教材が不足している。指導方法がわからない。 - 事業者の意識向上が必要 パブコメ			

4 横断的な取組

(1) 改修等に関する技術の継承			
京都市等におけるこれまでの取組	今後の方向性	取組	保全・継承のための戦略
これまでの取組 技術者及び事業者の育成 まちセン：京町家専門講座 その他事業者団体等による技術者・事業者の育成事業 残された課題 - 技術者及び事業者についても高齢化の影響は避けられず，一方で，京町家の改修等への需要の増加が見込まれることから，伝統構法等を理解して改修することができる技術者・事業者の不足が生じないよう，京町家の改修等の事業への新規参入者に講座等の参加を促すなどの情報発信と合わせ，<u>技術者，事業者の育成に引き続き取り組んでいく</u>ことが必要 - これらの支援とともに，京町家を改修できる技術者及び事業者が技術を維持・向上するためには，<u>京町家に対する需要をさらに喚起し</u>，伝統技術による改修の促進や市内事業者の活用の促進をすることが必要	(1) 京町家の改修技術等について学ぶ機会の充実	① 京町家専門講座継続 （再掲） 京町家に関する相続・税金，法律・制度，技術の継承，暮らしの文化等，様々な内容に関する講座を実施する。 主体 まちセン	建築関連業者（設計・施工等）を対象に，京町家の改修技術に関する講座を実施する。
	(2) 情報発信の強化	① 京町家まちづくりファンド改修助成事業記録集継続 京町家まちづくりファンドによる改修事例について「京町家まちづくりファンド改修助成事業記録集」にまとめる。 主体 市	京町家の改修等の事例を周知するため，「京町家まちづくりファンド改修助成記録集」を総合情報サイトへ掲載する。
		② 事業者団体による京町家改修マニュアル等の改修事例の普及継続 事業者団体による京町家改修マニュアルの普及 主体 市，建築関連業者，市民活動団体	総合情報サイトへの掲載等により，京町家の改修等の事業への新規参入者等にも情報が行き渡るよう周知を図っていく。
		③ 京町家の耐震診断・耐震改修指針の普及啓発継続 限界耐力計算法を応用し，一般の建築士等にも活用可能な京町家向け耐震診断・耐震改修指針を作成し，周知する。 主体 市	京町家の改修等の事業への新規参入者も念頭に置き，引き続き，建築関連業者（設計）等に対し，普及啓発を行う。
	(3) 京町家の流通・活用を促進する仕組みの充実	① 京町家マッチング制度の整備・運用（再掲）	マッチング制度の整備・運用により，市内の建築業者（設計，施工等）の受注機会を増やし，実践的に京町家の改修技術等を身につける機会を増やす。

(2) 自治組織、市民活動団体等の取組推進

京都市等におけるこれまでの取組	今後の方向性	取組	保全・継承のための戦略
これまでの取組 自主的な活動への支援 市：地域景観づくり協議会，防災まちづくり活動団体の認定 地域と連携した京町家の管理・活用 市：地域連携型空き家対策促進事業 残された課題 - 市は，自治組織及び市民活動団体等と更に連携して京町家の保全及び継承に取り組むとともに，<u>自治組織及び市民活動団体等が行う取組への支援を行うことが必要</u>	(1) 自主的な活動への支援	① 地域景観づくり協議会，防災まちづくり活動団体の認定 継続 - 地域景観づくり協議会 京都市市街地景観整備条例に基づき，地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を「地域景観づくり協議会」として認定する。 - 防災まちづくり活動団体 密集市街地を含む一定のまとまりのある区域（概ね元学区の範囲）内で防災まちづくり活動を行う地域組織を「防災まちづくり活動団体」として認定する。 主体 市，市民活動団体	- 地域景観づくり協議会 地域の方々が想いや方向性を共有し，更には，新たにその地域で建築等をしようとする方々と一緒になって地域の景観づくりを進めていくことを目的とし，京都市市街地景観整備条例に基づき，地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を，「地域景観づくり協議会」として市が認定する。 - 防災まちづくり活動団体 密集市街地を含む一定のまとまりのある区域（概ね元学区の範囲）内で防災まちづくり活動を行う地域組織を「防災まちづくり活動団体」として市が認定し，地域組織やその組織が定めた方針・計画を公的に位置付けることで，地域・事業者・行政が方向性を共有しながら，持続的に路地やまちの安全性の向上を図る。
	(2) 地域と連携した京町家の管理・活用	① 京町家の保全・継承に向けたまちづくり活動の支援 京町家の保全・継承に向けたまちづくり活動を支援する。 主体 市，市民活動団体	<u>自治組織等が，事業者や市民活動団体等の多様な主体の協力を得て，地域に応じた京町家の保全・継承策を検討するなど，京町家の保全・継承に向けたまちづくりに取り組めるよう必要な支援等について検討する。</u>
		② 地域連携型空き家対策促進事業 継続 地域のまちづくり活動として，地域の魅力やすまい方のルールを取りまとめるとともに，不動産事業者等専門家の協力のもと，空き家の活用を進める。 主体 市，市民活動団体	空き家の発生の予防，活用及び適正な管理によって地域が活性化することを目指し，地域のまちづくり活動として，地域の魅力やすまい方のルールを取りまとめるとともに，空き家の掘り起こしを行い，不動産業者等の専門家の協力のもと，所有者や地元のニーズに応える空き家の活用を進める。

(3) 各主体の連携・協力，交流促進

京都市等におけるこれまでの取組	今後の方向性	取組	保全・継承のための戦略
これまでの取組 - 所有者等の交流の促進 まちセン：京町家まちづくりファンドサロン - 専門家・団体による協働ネットワークの形成 市，市民団体，職能団体等：京町家等継承ネット 残された課題 - 市は，所有者，使用者，事業者，市民等，自治組織及び市民活動団体等の間の相互理解が増進され，協力が推進されるよう，交流の促進など，必要な措置を講じることが必要	(1) 所有者等の交流の促進	① 京町家まちづくりファンドサロン ^{継続} 京町家まちづくりファンドの近況報告や，京町家に対する思いや暮らしの知恵を共有する場を提供する。 主体 市，所有者等	京都市景観・まちづくりセンターが，京町家まちづくりファンドによる助成を受けた所有者等を対象に，京町家まちづくりファンドの近況報告や，京町家に対する思いや暮らしの知恵を共有する場を通して，居住者間の連携を深めていただくとともに，京町家の保全・再生に向けた継続的な支援に繋げる。
	(2) 専門家・団体による協働ネットワークの形成	① 京町家等継承ネット ^{継続} 経済，不動産，建築，金融，法律，市民活動等の会員が専門分野を活かしたネットワークにより，京町家等の所有者に適切な継承を働きかける。 主体 市，市民団体，職能団体等	不動産業者・建築関連業者（設計・施工等）・市民活動団体等が連携し，京町家・空き家に関する所有者等を対象とした相談会の開催，京町家等の適切な継承のための事業者等向けの研修等を行う。
	(3) 他都市との連携の推進	① 他都市との連携の推進 町家等の歴史的建築物の保全・継承に取り組む他都市と連携した取組を進める。 主体 市	町家等の歴史的建築物の保全・継承に取り組む他都市と連携し，歴史的建築物の保全・継承の機運を高めるとともに，他都市の先進事例を研究し，京都市での取組に生かすことを検討する。

(4) その他

【新しい京町家や優れた景観の建物を新しく建てることも必要ではないか】 ^{パブコメ}

京都市等におけるこれまでの取組	今後の方向性	取組	保全・継承のための戦略
これまでの取組 — 残された課題 京都らしい町並み景観を保全し，生活文化を継承していくためには，今ある京町家を保全・継承するだけでなく，<u>京町家と共存できる新たな建築物（新築京町家）のあり方を検討</u>することが必要。	(1) 新築京町家の基準の検討	① 新築京町家の基準の検討 京町家の特徴を継承した新築建物の基準の検討に着手する。 主体 市	京都の美しい景観，四季折々の自然と茶道や華道などの歴史に培われてきた生活文化，洗練された精神文化の象徴である京町家を未来へ継承するため，現存する京町家の保全・継承に関する取組に加えて，京町家の特徴を継承した新築建物の基準の検討に着手する。